

村山市監査委員公告 第6号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月20日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 学校教育課
2. 監査の期間 令和6年2月9日から令和6年2月20日まで
3. 監査の範囲 令和5年1月1日から令和5年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

**【注意事項】業務委託先業者の選定について**

件名：小中学校児童生徒の教研式知能検査・学力検査・教育心理検査業務委託  
当該業務委託を請負うことができる可能性のある業種を登録している業者が他に  
あるにもかかわらず、その業務に実績がある業者を一者のみ選定し、契約事務を執  
り行った事例が認められた。

契約事務の際には登録業者名簿の確認を確実にし、入札参加業者を選定する理由  
の客観性、妥当性が適正かを十分に検討されたい。